

公益社団法人福岡県看護協会細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、公益社団法人福岡県看護協会（以下「本会」という。）の運営に必要な事項を定める。

第2章 会員

(入会の手続き及び登録)

第2条 正会員になろうとする者は、就業者は勤務先を経由し、自営及び非就業者は直接、所定の手続きにより入会を申し込み、所定の方法で会費を納入しなければならない。

2 前項の場合において、本会は、入会申込み及び第6条に定める会費の納入を受けたときは、正会員名簿に登録しなければならない。登録は、申込み及び会費の納入を受けた日の翌日から起算して、30日以内に行わなければならない。

3 本会は、登録した正会員に対し会員証を交付しなければならない。

4 正会員は同時に公益社団法人日本看護協会（以下「日本看護協会」という。）の会員となる。

5 日本看護協会総会において名誉会員と決定された本会正会員は、直後の本会総会への報告をもって本会名誉会員とする。

(退会の手続き及び抹消)

第3条 正会員が退会しようとするときは、会員証を添え、所定の退会の手続きをするものとする。

2 前項の場合、正会員は、前項の手続きをした日をもって、正会員の身分を喪失する。

3 正会員が退会したときは、正会員名簿の登録を抹消する。

(手続きの委託)

第4条 本会は、入退会手続き及び会費の受領等会員管理業務の一部を日本看護協会に委託するものとする。

(会員情報の変更等)

第5条 会員が、氏名、住所又は勤務地等の登録情報に変更がある場合は、所定の方法で届け出なければならない。

(会費)

第6条 会費は、1か年5,000円とし、所定の方法で納入しなければならない。

（本会の会費のほか、日本看護協会の会費5,000円の納入が必要。）

2 会費は、指定の期日までに、翌年度分を本会に前納しなければならない。ただし、新入会者については、この限りでない。

3 必要あるときは、前項の規定に関わらず、総会の議決を経て、臨時会費を徴収することができる。

第3章 選挙

(役員)

第7条 役員は理事16名以上21名以内、監事3名とする。

2 職能理事は、保健師1名、助産師1名、看護師2名、地区理事は、福岡地区4名、北九州地区3名、筑豊地区1名、筑後地区2名、准看護師理事は1名とする。

(役員等の選出)

第8条 役員及び推薦委員は、総会において、正会員のなかから出席会員が選挙する。

- 2 総会は、定款第 21 条第 2 項に基づき、会長候補者、副会長候補者、専務理事候補者及び常任理事候補者を選出することができる。
- 3 会長候補者、副会長候補者 1 名、理事 7 名、(保健師職能理事、地区理事 5 名及び准看護師理事) 常任理事候補者 1 名、監事 2 名は、奇数年次（西暦）に開催される通常総会において改選する。
- 4 副会長候補者 1 名、理事 8 名、(助産師職能理事、看護師職能理事 2 名、地区理事 5 名) 専務理事候補者、常任理事候補者 1 名、監事 1 名は、偶数年次（西暦）に開催される通常総会において改選する。

(選挙管理委員会)

第 9 条 議長は、投票前に正会員の中から、選挙管理委員を定める。

(役員及び推薦委員の候補者)

第 10 条 推薦委員会は、正会員の中から同一職について改選定数以上の候補者を推薦しなければならない。

2 専務理事候補者及び常任理事候補者は、理事会が推薦する。

3 役員（専務理事候補者及び常任理事候補者を除く）及び推薦委員に立候補しようとする者は、正会員 5 名以上の推薦を受けて、選挙管理委員会に総会の 60 日前までに届け出なければならない。

4 選挙管理委員会は、役員及び推薦委員の候補者推薦名簿と立候補者名を総会の 30 日前までに会員に発表しなければならない。

(選挙規程)

第 11 条 選挙に関する規程は、別にこれを定める。

第 4 章 地区及び地区支部

(分割)

第 12 条 本会に 4 地区、14 地区支部を置く。地区支部は別表 1 のとおりとする。

(地区長及び地区支部長)

第 13 条 各地区に地区長 1 人、副地区長 1 人、各地区支部に地区支部長 1 人を置く。

2 地区長及び副地区長は、地区支部長の中から互選により選出するのを原則とし、地区支部長は、各地区支部の会員の互選により選出する。

3 地区長及び地区支部長は当該地区又は地区支部を代表し、本会の目的達成のための活動及び事業の推進にあたる。

4 副地区長は、地区長を補佐し、地区長に事故があるとき又は地区長が欠けたときは、その職務を代行する。

(地区長、副地区長及び地区支部長の任期)

第 14 条 地区長、副地区長及び地区支部長の任期は 2 年とし、再任することができる。ただし、引き続き就任する場合は、3 期 6 年を上限とする。

(事業)

第 15 条 地区及び地区支部は、本会の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地区会員等の資質の向上及び福祉に関する事項
- (2) 看護の普及及び向上に関する事項
- (3) 住民の保健衛生の普及及び福祉に関する事項
- (4) その他必要と認める事項

(地区支部役員の構成及び職務)

第 16 条 地区支部に、次の役員を置く。

- (1) 地区支部長 1 人
- (2) 地区副支部長 1 人
- (3) 書記 1 人
- (4) 会計 1 人

- 2 地区副支部長、書記及び会計は、地区支部長が委嘱する。
- 3 地区支部長は、必要に応じて地区支部役員及び地区支部会員を招集することができる。
- 4 地区副支部長は、地区支部長を補佐し、地区支部長に事故があるとき又は地区支部長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 5 書記は、地区支部長の命を受け、事務を処理する。
- 6 会計は、地区支部長の命を受け、会計事務を処理する。

第5章 総会

(議長団)

第17条 議長団は、互選により議長を定め、議長交替はあらかじめ議長団の協議によりこれを定める。

(運営)

第18条 総会に関する規程は、別にこれを定める。

第6章 理事会

(常務理事会)

第19条 会長は、必要があると認めたときは、常務理事会を開催することができる。

- 2 常務理事会は、次の役員によって構成する。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 専務理事
- (4) 常任理事
- (5) 職能理事

- 3 常務理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 理事会に付議すべき事項
- (2) 理事会が委任した事項
- (3) その他、理事会の議決を要しない会務の執行に関する事項

- 4 常務理事会は、会長が招集する。

- 5 常務理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 6 常務理事会の議事録については、定款第19条の規定を準用する。

- 7 常務理事会の議決事項は、理事会に報告する。

第7章 地区支部長会

(運営)

第20条 地区支部長会は、会長が招集し、毎年2回以上開催する。

- 2 地区支部長会の議長は、会長がこれに当たる。

- 3 地区支部長会は、次の事項を協議する。

- (1) 地区の事業計画に関する事項
- (2) その他会長が付議した事項

第8章 推薦委員会

(推薦委員会の設置)

第21条 本会に推薦委員会を置く。

- 2 推薦委員会は、役員、推薦委員及び本会から選出される日本看護協会代議員の改選に際し、その候補者の推薦に関する事項をつかさどる。

- 3 推薦委員は11名をもって構成する。

- 4 推薦委員は、総会において、正会員から選任する。

- 5 推薦委員の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会

の終結の時までとする。

- 6 推薦委員のうち 1 名を委員長とし、推薦委員の互選によって、これを選任する。
- 7 候補者を推薦しようとするときは、あらかじめ本人の承諾を得て推薦しなければならない。
- 8 通常総会のために候補者を推薦しようとするときは、少なくとも総会の 60 日前までに候補者名簿を選挙管理委員会に送付しなければならない。

第 9 章 執行機関

(諸規程)

第 22 条 執行機関に関する給与規程等諸規程は、別にこれを定める。

第 10 章 日本看護協会代議員及び予備代議員の選出

(代議員及び予備代議員の選出)

第 23 条 代議員及び予備代議員は、定款第 20 条の役員を含め、日本看護協会の定款・細則により選出するものとし、前年度の本会総会において選出するものとする。

- 2 会長は、前項の代議員及び予備代議員の選出が行われたときは、その代議員及び予備代議員の氏名、勤務先人、職種を前年度の 7 月末日までに日本看護協会会長に報告する。

(代議員の定数)

第 24 条 代議員の定数は、日本看護協会定款細則第 12 条第 2 項の規定により、前々年度 12 月末日現在の正会員の中から、都道府県ごとの会員数に応じて決定された代議員及び予備代議員数とする。

(保健師、助産師、看護師、准看護師の選出)

第 25 条 代議員については、看護師 2 名、保健師、助産師、准看護師から各 1 名ずつは最低選出するものとする。これを超える代議員については、職種を問わないものとする。

(役員、地区支部ごとの代議員数の算出)

第 26 条 代議員は、役員 10 名以内(地区理事を除く)とし、これを超える代議員は地区支部ごとに会員数に応じて割当てるものとする。

(予備代議員についての準用)

第 27 条 前 3 条については、予備代議員について、これを準用する。

- 2 前項にかかわらず、転出等により代議員及び予備代議員いずれも欠ける場合に備えて、予備代議員は代議員数を超えて選出できるものとする。

(選挙権及び被選挙権者)

第 28 条 代議員及び予備代議員の選挙権及び被選挙権を有する者は、選出の年の 2 月末日段階で正会員たる資格を有するものとする。

(代議員及び予備代議員の立候補)

第 29 条 代議員及び予備代議員になろうとする者は、その選出の期日の 60 日前までに、本会正会員 5 名以上の推薦を受け、別に定める書面により、選挙管理委員会へ立候補の届け出をしなければならない。

- 2 会員が他の正会員を代議員及び予備代議員の候補者として推薦しようとするときは、前項の場合と同様、その旨を届け出なければならない。

(代議員及び予備代議員の候補者の公示)

第 30 条 前条の規定により届け出のあった代議員及び予備代議員の候補者について、選挙管理委員会は選挙の実施 30 日前までに公示しなければならない。

(予備代議員の選出方法)

第 31 条 予備代議員を選出する場合には、次に掲げる事項も合わせて決定する。

- (1) 当該候補者が予備代議員である旨
- (2) 当該候補者を 1 名又は 2 名以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
- (3) 同一の代議員(2 名以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該 2 名以上の

代議員)につき 2 名以上の予備代議員を選任するときは、当該予備代議員相互間の優先順位。
(任務)

第 32 条 代議員は、日本看護協会の総会に出席して、選挙権及び議決権を行使する。

2 代議員は、総会出席に当たり、会員の意見を聴取して出席し、議決事項について会員に報告するものとする。

(任期)

第 33 条 代議員及び予備代議員の任期は、1か年とする。ただし、再選を妨げない。

第 11 章 日本看護協会との関係

(法人会員)

第 34 条 本会は、日本看護協会の法人会員となるものとする。

第 12 章 細則の変更

第 35 条 この細則の変更は、理事現在数の 3 分の 2 以上の議決を経なければならない。

附則

1 この定款細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

施行 平成 24 年 4 月 1 日

附則

1 この改正細則は、平成 24 年度通常総会で定款改正承認後から施行する。

施行 平成 24 年 6 月 23 日

附則

1 この改正細則は、平成 28 年度通常総会の定款改正承認の日から施行する。

施行 平成 28 年 6 月 18 日

附則

1 この改正細則は、平成 28 年 7 月 7 日から施行する。ただし、平成 28 年度会費については、改正前細則第 6 条第 1 項を適用する。

附則

1 この改正細則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1 この改正細則は、平成 30 年 6 月 30 日から施行する。

附則

1 この改正細則は、平成 31 年 3 月 19 日から施行する。

別表1

地区及び地区支部

福岡地区	1 地区支部	福岡市東区
	2 地区支部	福岡市博多区 南区
	3 地区支部	福岡市中央区
	4 地区支部	福岡市城南区 早良区
	5 地区支部	福岡市西区 糸島市
	6 地区支部	古賀市 糟屋郡(新宮町、久山町、粕屋町、篠栗町、志免町、須恵町、宇美町)
	7 地区支部	筑紫野市 春日市 大野城市 太宰府市 那珂川市
北九州地区	8 地区支部	北九州市門司区 小倉北区
	9 地区支部	北九州市小倉南区 行橋市 豊前市 京都郡(みやこ町 苅田町) 築上郡(上毛町、吉富町、築上町)
	10 地区支部	北九州市若松区 八幡東区 八幡西区 戸畠区
	11 地区支部	中間市 宗像市 福津市 遠賀郡(芦屋町、岡垣町、水巻町、遠賀町)
筑豊地区	12 地区支部	飯塚市 嘉麻市 嘉穂郡(桂川町)
		田川市 直方市 宮若市 鞍手郡(鞍手町、小竹町) 田川郡(香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、福智町、赤村)
筑後地区	13 地区支部	久留米市 朝倉市 小郡市 うきは市 三井郡(大刀洗町) 朝倉郡(筑前町、東峰村)
	14 地区支部	大川市 柳川市 筑後市 八女市 大牟田市 みやま市 三潴郡(大木町) 八女郡(広川町)